

令和4年9月清須市議会定例会会議録

令和4年8月30日、令和4年9月清須市議会定例会は清須市役所議事堂に招集された。

1. 開会時間

午前 9時30分

2. 出席議員

2番	浅妻奈々子	3番	齊藤紗綾香
4番	土本千亜紀	5番	松岡繁知
6番	山内徳彦	7番	富田雄二
8番	松川秀康	9番	大塚祥之
10番	小崎進一	11番	飛永勝次
12番	野々部享	13番	岡山克彦
14番	林真子	15番	加藤光則
16番	高橋哲生	17番	伊藤嘉起
18番	久野茂	19番	浅井泰三
20番	成田義之	21番	天野武藏

計 20名

3. 欠席議員

1番 伊藤奈美

4. 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者は次のとおりである。

副市長	葛谷賢二
教育長	齊藤孝法
代表監査委員	黒川了一
企画部長	河口直彦
総務部長	岩田喜一
危機管理部長	丹羽久登

市 民 環 境 部 長	石 田 隆
健 康 福 祉 部 長 兼 企 画 部 新 型 コ ロ ナ ウ イ ル ス ワ ク チ ン 接 種 対 策 監	加 藤 久 喜
建 設 部 長	長 谷 川 久 高
会 計 管 理 者	吉 田 敬
教 育 部 長	加 藤 秀 樹
監 査 委 員 事 務 局 長	三 輪 晃 司
総 務 部 次 長 兼 財 産 管 理 課 長	飯 田 英 晴
市 民 環 境 部 次 長 兼 保 険 年 金 課 長	三 輪 好 邦
市 民 環 境 部 次 長 兼 生 活 環 境 課 長	松 村 和 浩
健 康 福 祉 部 次 長 兼 高 齡 福 祉 課 長	古 川 伊 都 子
建 設 部 参 事	猿 渡 一 樹
企 業 誘 致 課 長	沢 田 茂
税 務 課 長	渡 辺 由 利 子
収 納 課 長	辻 清 岳
危 機 管 理 課 長	舟 橋 監 司
市 民 課 長	北 神 聖 久
産 業 課 長	梶 浦 庄 治
西 枇 杷 島 市 民 サ ー ビ ス セ ン タ ー 所 長	下 村 辰 之
清 洲 市 民 サ ー ビ ス セ ン タ ー 所 長	石 田 讓
春 日 市 民 サ ー ビ ス セ ン タ ー 所 長	日 比 野 鋭 治
社 会 福 祉 課 長	鈴 木 許 行
子 育 て 支 援 課 長	藏 城 浩 司
健 康 推 進 課 長 兼 新 型 コ ロ ナ ウ イ ル ス ワ ク チ ン 接 種 対 策 室 長	寺 社 下 葉 子
土 木 課 長	村 瀬 巧
都 市 計 画 課 長	鈴 木 雅 貴
上 下 水 道 課 長	伊 藤 嘉 規
新 清 洲 駅 周 辺 ま ち づ くり 課 長	前 田 敬 春

会 計 課 長	平 野 嘉 也
学 校 教 育 課 長	吉 野 厚 之
生 涯 学 習 課 長	浅 野 英 樹
学校給食センター管理事務所長	吉 田 剛
監 査 課 長	木 全 信 行

5. 本会議に職務のために出席した者の職、氏名

議 会 事 務 局 長	栗 本 和 宜
議会事務局次長兼議事調査課長	後 藤 邦 夫
議 事 調 査 課 係 長	鈴 木 栄 治

6. 会議事件は次のとおりである。

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 諸般の報告について
- 日程第 4 同意第 2 号 教育委員会教育長の任命について
- 日程第 5 同意第 3 号 教育委員会委員の任命について
- 日程第 6 認定第 1 号 令和 3 年度清須市一般会計決算認定について
- 日程第 7 認定第 2 号 令和 3 年度清須市国民健康保険特別会計決算認定について
- 日程第 8 認定第 3 号 令和 3 年度清須市介護保険特別会計決算認定について
- 日程第 9 認定第 4 号 令和 3 年度清須市後期高齢者医療特別会計決算認定について
- 日程第 10 認定第 5 号 令和 3 年度清須市水道事業決算認定について
- 日程第 11 認定第 6 号 令和 3 年度清須市下水道事業決算認定について
- 日程第 12 議案第 38 号 清須市自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例案
- 日程第 13 議案第 39 号 清須市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案
- 日程第 14 議案第 40 号 清須市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案
- 日程第 15 議案第 41 号 五条広域事務組合規約の変更に関する協議について
- 日程第 16 議案第 42 号 令和 3 年度清須市水道事業未処分利益剰余金の処分について

- 日程第 17 議案第 43 号 令和 4 年度清須市一般会計補正予算（第 5 号）案
- 日程第 18 議案第 44 号 令和 4 年度清須市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）案
- 日程第 19 議案第 45 号 令和 4 年度清須市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）案
- 日程第 20 議案第 46 号 令和 4 年度清須市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）案
- 日程第 21 議案第 47 号 令和 4 年度清須市水道事業会計補正予算（第 2 号）案
- 日程第 22 議案第 48 号 令和 4 年度清須市下水道事業会計補正予算（第 2 号）案
- 日程第 23 報告第 4 号 令和 3 年度清須市決算の健全化判断比率等について
- 日程第 24 報告第 5 号 専決処分した事件（損害賠償の額を定め、和解すること）の報告について
- 日程第 25 発議第 3 号 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書（案）

（ 傍聴者 1 名 ）

(時に午前 9時30分 開会)

議長 (野々部 享君)

おはようございます。

定刻になりましたので、令和4年9月清須市議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は、20名でございます。

これより本日の会議を開きます。

本日、伊藤奈美議員、永田市長、石黒企画部次長兼人事秘書課長、檜本総務部次長兼総務課長、林企画政策課長、服部財政課長の6名より体調不良により、欠席の届出が提出されています。

今回の本会議におきましては、新型コロナウイルス感染拡大に伴う「BA.5対策強化宣言」が発令中ですので、全般にわたり円滑な議会運営に御協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、11番飛永勝次議員、13番岡山克彦議員を指名いたします。

ここで、当局より協議していただきたい案件がありますので、暫時休憩を取らせていただきます。議会運営委員会を開催していただきたいと思っておりますので、議会運営委員会の皆様は委員会室にお集まりください。よろしくお願いいたします。

(時に午前 9時32分 休憩)

(時に午前10時00分 再開)

議長 (野々部 享君)

休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいま、永田市長の新型コロナウイルス感染に伴い、議会日程の調整を議会運営委員会で協議いたしました。協議の結果、議会日程の変更は行わず、当初の予定どおり開催することとなりましたので、御報告申し上げます。

日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から9月22日までの24日間としたいと思いますが、これに御異議

ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (野々部 享君)

異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から9月22日までの24日間に決定いたします。

日程第3、諸般の報告をいたします。

議会閉会中の動向について報告いたします。

お手元に配付してあります議員活動状況報告書のとおりでありますので、朗読は省略いたします。

次に、市長から、地方自治法第243条の3第2項の規定により尾張土地開発公社の令和3年度決算に関する書類が、また、教育委員会から、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定により、清須市教育委員会の令和3年度分の教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の結果報告書が、また、監査委員から、地方自治法第235条の2第3項の規定により令和4年5月分から7月分までの現金出納の検査の結果について、及び同法第199条第9項の規定により財政援助団体の監査結果報告がそれぞれ議会宛に提出されておりますので、受理したことを報告いたします。

以上で諸般の報告を終わります。

お諮りいたします。

これより議案の審議に入りますが、日程第4、同意第2号から日程第24、報告第5号までを一括議題とし、日程第4、同意第2号及び日程第5、同意第3号の案件につきましては人事案件でございますので、委員会付託及び質疑・討論を省略し、本日採決したいと思います。

また、日程第6、認定第1号から日程第11、認定第6号までの認定案件、及び日程第23、報告第4号につきましては、代表監査委員から監査結果及び所見の報告を受けた後、担当部長より内容の説明を受けたいと思います。

日程第12、議案第38号から日程第22、議案第48号までの11議案につきましては、担当部長から内容の説明を受けます。

日程第23、報告第4号及び日程第24、報告第5号の2案件につきましては報告案件ですので、担当部長より内容の報告を受けます。

日程第25、発議第3号の意見書案につきましては、提出者から提案内容の説明を受けたいと

思います。

なお、日程第6、認定第1号から日程第22、議案第48号までの17案件及び日程第25、発議第3号につきましては、本日は提案理由及び内容説明を受けるのみで散会し、質疑のある方は9月1日正午までに発言通告書を提出していただき、9月6日の本会議において質疑を行った後、各常任委員会に審査を付託いたします。

以上のように進めさせていただきますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(野々部 享君)

異議なしと認めます。

よって、ただいま申し上げました方法で行うことに決定いたします。

それでは、日程第4、同意第2号から日程第24、報告第5号までを一括議題といたします。

葛谷副市長より一括して提案理由の説明を求めます。

葛谷副市長。

< 副市長(葛谷 賢二君)登壇 >

副市長(葛谷 賢二君)

改めましておはようございます。

本日は、令和4年9月清須市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては御多忙にもかかわらず、また足元の悪い中、御出席を賜りありがとうございます。

今定例会に提案いたします案件は、御配付いたしました市長提出議案等のとおり、同意2件、令和3年度清須市一般会計等の決算認定6件、条例の制定案1件、条例の一部改正案2件、組合規約の変更に関する協議を1件、令和4年度清須市一般会計等の補正予算案6件、その他、令和3年度清須市決算の健全化判断比率等など3件でございます。

同意2件につきましては、本日、御審議と御議決を賜りたいと存じます。

それでは、各案件につきまして、順次、提案理由を説明させていただきます。

同意第2号 教育委員会教育長の任命につきましては、天埜幸治氏を新たに教育委員会教育長として任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

天埜幸治氏の経歴は、御配付いたしました同意案の裏面に記載をいたしました。

同意第3号 教育委員会委員の任命につきましては、後藤小百合氏を引き続き教育委員会委員

として任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意を求めるものでございます。後藤小百合氏の経歴は御配付をいたしました同意案の裏面に記載をいたしております。

続いて、認定第1号 令和3年度清須市一般会計決算認定につきまして、決算の内容を説明いたします。

新型コロナウイルス感染症の流行が続いている中、イベントなどの中止があったものの、令和3年度予算に計上いたしました事業は、議員各位をはじめ市民の皆様の御協力をいただき、おおむね当初の目的を達することができました。また、監査委員の決算審査も無事に終了いたしました。深く感謝を申し上げます。

一般会計の決算額は歳入総額332億1千245万9千249円、歳出総額313億9千899万2千546円、実質収支額14億9千197万2千円でありました。

歳入の根幹であります市税は122億3千961万2千390円であり、予算額を上回ることができました。納税者各位の御理解の賜物と深くお礼を申し上げます。

地方交付税につきましては、国税収入の上振れに伴う再算定などにより、普通交付税で27億4千830万4千円、特別交付税で2億6千628万9千円を確保することができました。

市債につきましては、臨時財政対策債13億円のほか児童館整備事業債や新清洲駅北土地区画整理事業債などにより、合計で26億3千400万円を借り入れました。

歳出の主な内容を申し上げます。

まず、安全・安心の確保に向けて、指定避難所である全ての小中学校体育館に空調整備を設置するための実施設計を行ったほか、五条川右岸側に指定避難所等の機能を持った防災センターの整備をするための基本設計を行い、災害時における避難所の環境の充実を図りました。

次に、子育て支援につきましては、清洲小学校区に新児童センターの整備を行ったほか、民間小規模保育事業者の施設整備を支援するなど、子育てしやすい環境づくりに努めてまいりました。

また、小中学校につきましても、全ての小中学校体育館に先ほども申し上げましたが、空調設備を設置するための実施設計を行ったほか、学校施設長寿命化計画に基づく校舎の改修を継続して実施し、令和3年度をもって全ての学校の長寿命化等改修を完了いたしました。

さらに、昨年6月に供用開始いたしました五条川斎苑の適切な運営を図るとともに、施設の周辺地区の皆様の御協力を賜りながら環境改善事業を実施するなど、便利で快適に暮らせるまちづくりの充実を図りました。

このほか市発展の基礎となる下水道整備事業や土地区画整理事業などの都市インフラ基盤の整備につきましても、限られた予算の中、予定どおり進めることができました。今後も様々な行政ニーズへの対応が求められる一方で、社会保障関係費をはじめとする義務的経費の増加に加えて、新型コロナウイルス感染症の影響も考えられ、厳しい行財政運営が続くことが予想されます。議員各位をはじめ、関係各位の御理解と御支援を賜りつつ努力してまいり所存でございます。

認定第2号 令和3年度清須市国民健康保険特別会計決算認定につきまして、決算の内容を説明いたします。

国民健康保険特別会計の決算額は、歳入総額59億3千647万4千40円、歳出総額5億3千803万4千701円、実質収支額9千843万9千円でありました。歳入のうち国民健康保険税は13億677万3千898円を確保しました。引き続き、特定健康診査、特定保健指導などの疾病予防を実施するなど、国民健康保険特別会計の健全性の確保に努めてまいります。

認定第3号 令和3年度清須市介護保険特別会計決算認定につきまして、決算の内容を説明いたします。

介護保険特別会計の決算額は、歳入総額50億5千953万5千422円、歳出総額4億7億6千303万7千319円、実質収支額2億9千649万8千円でありました。介護が必要な状態になっても自宅や介護保険施設で安心して暮らすことができ、家族の介護負担を軽減することができるよう、保険制度の趣旨に沿い、健全な運営に努めてまいります。

認定第4号 令和3年度清須市後期高齢者医療特別会計決算認定につきまして、決算の内容を説明いたします。

後期高齢者医療特別会計の決算額は、歳入総額16億5千332万5千260円、歳出総額16億2千293万1千588円、実質収支額3千39万3千円でありました。歳入のうち後期高齢者医療保険料は8億486万1千300円でございます。医療制度の趣旨に沿い、高齢期における医療の確保を図るため、広域連合により適切な医療の給付を行い、今後も保健の向上、高齢者の福祉の推進に努めてまいります。

認定第5号 令和3年度清須市水道事業決算認定につきまして、決算の内容を説明いたします。

収入では、給水収益や受託工事収益などの収益的収入が2億3千122万5千63円、工事負担金などの資本的収入が3千320万222円でありました。支出では、原水及び浄水費などの収益的支出が2億3千653万488円、建設改良費などの資本的支出が1億494万8千911円でありました。

認定第6号 令和3年度清須市下水道事業決算認定につきまして、決算の内容を説明いたします。

収入では、下水道使用料や雨水処理負担金などの収益的収入が16億3千486万254円、公共下水道事業受益者負担金や国庫補助金、企業債などの資本的収入が13億8千311万3千円でありました。支出では、管渠やポンプ場の維持管理費をはじめとする収益的支出が15億2千351万2千804円、汚水管の建設改良費をはじめとする資本的支出が17億9千772万6千299円でありました。

続いて、議案第38号 清須市自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例案につきましては、有料自転車等駐車場を設置するとともに、自転車等駐車場を住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設として位置づけるため、条例を制定することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

議案第39号 清須市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案につきましては、一般職の非常勤職員の1歳以上の子に係る育児休業を配偶者と交代で取得することができるようにするため、条例の一部を改正することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

続いて、議案第40号 清須市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案につきましては、清須市職員の給与に関する条例に鑑み、会計年度任用職員に対して支給する期末手当の支給割合を引き下げるとともに、令和4年12月に支給する期末手当の額を調整するため、条例の一部を改正することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

議案第41号 五条広域事務組合同規約の変更に関する協議につきましては、地方自治法第286条第1項の規定により、五条広域事務組合同規約を変更することについて、関係地方公共団体と協議するため、同法第290条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

議案第42号 令和3年度清須市水道事業未処分利益剰余金の処分につきましては、令和3年度清須市水道事業未処分利益剰余金の一部を資本金に組み入れ、残余を繰り越すことについて、地方公営企業法第32条第2項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

続きまして、議案第43号 令和4年度清須市一般会計補正予算（第5号）案につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、市役所窓口における滞留時間の短縮による市民サービスの向上を図るため、窓口申請支援システム及びキャッシュレス決裁システ

ムを導入するとともに、保育園及び幼稚園における感染症の感染リスク低減を図るため、手洗いの自動水洗化工事を行うほか、原油などの価格高騰の影響を受け、不足が見込まれる公共施設の電気料金等について所要の補正を行うことといたしました。

また、決算剰余金などの財源を元に、今まで予定した財政調整基金からの繰入れを取りやめ、さらに今後の財政需要を考慮し、必要な基金に積み立てることについて、地方自治法第96条第1項第2号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

補正額は13億5千842万円を追加し、予算の総額は305億7千446万7千円となります。

議案第44号 令和4年度清須市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）案につきましては、前年度決算に伴う精算措置等に係る所要の補正を行うことについて、地方自治法第96条第1項第2号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

補正額は7千837万円を追加し、予算の総額は60億49万1千円となります。

議案第45号 令和4年度清須市介護保険特別会計補正予算（第2号）案につきましては、前年度決算に伴う精算措置等を行うとともに、原油などの価格高騰の影響を受け、不足が見込まれる地域包括支援センターの電気料金等に係る所要の補正を行うことについて、地方自治法第96条第1項第2号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

補正額は2億9千649万7千円を追加し、予算の総額は54億4千293万6千円となります。

議案第46号 令和4年度清須市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）案につきましては、前年度決算に伴う精算措置等に係る所要の補正を行うことについて、地方自治法第96条第1項第2号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

補正額は4千554万7千円を追加し、予算の総額は16億6千566万9千円となります。

議案第47号 令和4年度清須市水道事業会計補正予算（第2号）案につきましては、原油などの価格高騰の影響を受け、不足が見込まれる春日配水場の電気料金に係る所要の補正を行うことについて、地方自治法第96条第1項第2号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

補正額は255万円を追加し、予算の総額は3億8千855万1千円となります。

議案第48号 令和4年度清須市下水道事業会計補正予算（第2号）案につきましては、原油などの価格高騰の影響を受け、不足が見込まれる雨水ポンプ場等の電気料金等に係る所要の補正

を行うことについて、地方自治法第96条第1項第2号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

補正額は1千402万7千円を追加し、予算の総額は41億7千917万8千円となります。

続きまして、報告第4号 令和3年度清須市決算の健全化判断比率等につきましては、令和3年度清須市決算の健全化判断比率及び資金不足比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、監査委員の意見をつけて議会に報告するものでございます。

本市における一般会計等の実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率の4つの指標によって判断される健全化判断比率と水道事業会計及び下水道事業会計の資金不足比率は、いずれも早期の健全化が求められる基準を下回っております。

報告第5号 専決処分した事件（損害賠償の額を定め、和解することについて）の報告につきましては、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分した事件について、同条第2項の規定により議会に報告するものでございます。

以上、簡単ではありますが、提案理由の説明とさせていただきます。

詳細につきましては担当者から説明をさせますので、十分に御審議の上、御賛同賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

議長（野々部 享君）

提案理由の説明が終わりました。

それでは、提案説明のありました日程第4、同意第2号 教育委員会教育長の任命についての採決に入ります。

教育委員会教育長に天埜幸治氏を任命することに賛成の方の起立を求めます。

< 起立全員 >

議長（野々部 享君）

ありがとうございました。起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり任命同意することに決定いたしました。

次に、日程第5、同意第3号 教育委員会委員の任命について採決を行います。

教育委員会委員に後藤小百合氏を任命することに賛成の方の起立を求めます。

< 起立全員 >

議長（野々部 享君）

ありがとうございました。起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり任命同意することに決定いたしました。

次に、黒川代表監査委員より、認定第1号から認定第6号までの決算認定及び報告第4号の意見書に係る監査結果及び所見についての報告を求めます。

報告は発言席でお願いいたします。

黒川代表監査委員。

< 代表監査委員（黒川 了一君）登壇 >

代表監査委員（黒川 了一君）

ただいま議長より指名のありました代表監査委員の黒川了一であります。

先般、地方自治法第233条第2項、同法第241条第5項の規定及び地方公営企業法第30条第2項の規定に基づき、市長より審議に付されました令和3年度一般会計・特別会計歳入歳出決算、基金運用状況、水道事業会計決算及び下水道事業会計決算の審議及び地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項、同法第22条第1項の規定に基づき、令和3年度決算の健全化判断比率及び資金不足比率の審議につきまして、監査委員を代表して意見を述べさせていただきます。

決算審査における総括的な意見を記載しております清須市決算審査意見書に沿って意見を申し上げます。

去る6月27日から7月27日まで令和3年度清須市水道事業会計決算及び下水道事業会計決算、7月19日から7月27日までを令和3年度清須市一般会計・特別会計歳入歳出決算及び各基金運用状況と決算の健全化判断比率等について、小崎進一監査委員と共に審査いたしました。

初めに、令和3年度清須市一般会計・特別会計歳入歳出決算書及び基金の運用状況の審査意見についてであります。

清須市決算審査意見書の1ページを御覧ください。

第4、審査の結果につきましては、令和3年度の清須市一般会計、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計の決算及び基金の運用は、いずれも適正でありました。

2ページを御覧ください。

令和3年度清須市一般会計及び特別会計を合わせた歳入決算総額は約458億6千179万円、歳出決算総額は約436億2千300万円、歳入歳出差引額は約22億3千879万円で、前年度に比べ歳入は約41億8千747万円の減少となっております。また、実質収支額は、歳入歳

出差引額から翌年度へ繰り越すべき財源約3億2千149万円を控除して約19億1千730万円となっており、前年度に比べ6億1千176万円増加しています。

3ページを御覧ください。

財政分析であります。

主要な財政分析指標は、財政力指数0.84、財政構造の弾力性を示す経常収支比率は87.3で、前年度に比べ6.5ポイント減少しています。実質収支比率は8.6%、4ページの自主財源比率は49.3%となっています。下段にあります将来にわたる財政負担の市債につきましては、次ページ下の表、令和3年度財政対策債など26億3千400万円を借り入れ、元金約21億4千262万円を償還し、令和3年度末現在高は約192億5千934万円であります。

5ページを御覧ください。

一般会計の総括であります。

歳入決算額は約332億1千245万円、歳出決算額は約313億9千900万円で、前年度に比べ歳入は約46億4千296万円、歳出は約48億9千805万円減少しています。また、実質収支額は、歳入歳出差引額から翌年度へ繰り越すべき財源約3億2千149万円を控除して約12億9千197万円となっています。前年度に比べ約4億9千989万円増加しています。

6ページを御覧ください。

歳入の款別の決算状況であります。

予算現額に対する収入率は97.5%、調定額に対する収入率は95.7%でありました。

7ページを御覧ください。

歳入決算額は、前年度に比べ約46億4千297万円の減少となっています。款別の構成比では、市税が36.9%、国庫支出金が20.5%、地方交付税が9.1%となっています。また、前年度と比較して増加している主なものは、地方交付税、市債などであり、一方、減少している主なものは、国庫支出金、分担金及び負担金などであり、

8ページを御覧ください。

市税をはじめとする自主財源は約163億8千396万円で、前年度に比べ約10億603万円減少し、自主財源は、前年度に比べ5.8%減少しています。自主財源のうち市税が36.9%を占めています。

9ページを御覧ください。

歳出決算額313億9千900万円、予算現額は約340億4千869万円で、執行率は92.

2%となり、翌年度繰越額を差し引いた不用額は約12億2千333万円となっています。

10ページを御覧ください。

歳出決算額は前年度に比べ約48億9千805万円減少しており、款別の構成比を見ると民生費が40.8%と最も高く、次いで土木費14.3%、総務費12.1%となっています。また、前年度と比べ額が増加したのは、民生費、公債費、土木費などであり、一方、減少したものは、総務費、教育費、衛生費であります。

11ページを御覧ください。

性質別経費の構成比率については、義務的経費37.4%、投資的経費14.6%、その他の経費が48.0%で、このうち物件費が17.6%を占めています。前年度と比較すると積立金や物件費等の額が増加する一方、補助費等普通建設事業は減少しています。

特別会計の状況につきましては、32ページから国民健康保険特別会計、介護保険特別会計及び後期高齢者医療特別会計ごとに歳入決算額、歳出決算額、歳入歳出差引額等について記載してあります。

38ページからは公有財産、有価証券などの財産について、決算年度中の増減高及び決算年度末の現在高等について記載してあります。

40ページを御覧ください。

基金の運用状況についてであります。

決算年度中の増減高につきまして、積立額は約18億1千535万円、取崩額は約9億8千506万円で、決算年度末現在高は約57億8千451万円となっており、前年度末現在高に比べ約8億3千29万円増加しています。

41ページを御覧ください。

まとめとして記載してあります。下段6行目を御覧ください。

我が国の景気は、新型コロナウイルス感染症の影響により依然として厳しい状況にあります。経済活動が正常化に向かう中、国際情勢など不透明感があり、原材料価格の上昇や金融市場の変動があり、今後も経済による影響を十分注視する必要があります。

本市におきましては、市税収入の持ち直しの動きが見られますが、コロナ禍前の水準までは回復していません。現在推進している大規模な土地区画整理事業や鉄道高架事業による公債費の増加や、高齢化の進展等による社会保障関係経費の増加に伴う義務的経費の増加が見込まれます。減少する歳入に対して適正な額の歳出を維持することができるよう抜本的な対策を講じ、自主財

源の確保に努めていく必要があります。

歳入の根幹をなす市税については、市税のうち市民税、固定資産税及び都市計画税が前年度を下回り、軽自動車税及び市たばこ税については前年度より若干伸びていますが、市税全体では前年度に比べて減額となっています。

収納率は前年度を若干上回り、収入未済額、不納欠損額はともに前年度を下回る結果となっています。しかし、収入未済額は依然として多額であることから、税の公正性、公平性及び行政に対する信頼の観点から、滞納発生の防止、計画的な徴収を行い、収納率の向上を図ってください。

昨年度に引き続き、コロナウイルス対策を進められる中、雨水対策、子育て環境及び学校施設整備を推進し、都市計画整備も進められています。今後とも第2次総合計画に掲げる「水と歴史に織りなされた安心・快適で元気な都市」を目指して着実な推進を期待するものであります。

次に、水道事業会計決算審査についてであります。

49ページ中段を御覧ください。

第4、審査の結果につきましては、決算書類及び決算附属書類はいずれも関係法令に準拠して作成されており、経営成績及び財政状況を適正に表示していると認められました。

初めに、業務実績であります。令和4年3月31日現在の給水人口は8千382人で、給水区域内人口に対する普及率は99.8%となっています。

50ページを御覧ください。

予算の執行状況であります。

収益的収入の水道事業収益決算額は約2億3千122万円で、予算額に対し103.7%の収入率でありました。また、収益的支出の水道事業費の決算額は約2億3千654万円で、予算額に対し118.4%の執行率でありました。これは特別損失約3千586万円を計上した影響によるものです。資本的収入決算額は約3千320万円、次ページ、資本的支出決算額は約1億495万円で、資本的支出額の不足額約7千175万円は当年度分損益勘定留保資金、繰越利益剰余金などで補填されています。

52ページを御覧ください。

経営収支の状況についてであります。

本年度の経営収支は、総収益約2億1千231万円から総費用約2億1千865万円を差し引いた額約634万円の損失となっています。

なお、詳細につきましては、56ページの資料1、損益計算書構成比率表のとおりであります。

54ページを御覧ください。

4の財政状況についてであります。

資産は約18億9千468万円です。

次に、負債・資本についてであります。負債及び資本の総額は約18億9千468万円で、このうち資本金が約10億7千911万円、負債・資本の合計の57.0%を占めています。

なお、詳細につきましては、58ページの資料2、貸借対照表構成比率表のとおりであります。

以上、令和3年度水道事業会計決算書類及び附属書類を審査した結果の概要であります。

55ページを御覧ください。

まとめとして記載しております。下から6行目を御覧ください。

今後の事業経営に当たりましては、土地区画整理や民間の開発は進んでいるものの、給水戸数の大幅変化が見込めない状況であり、さらに節水意識の向上が強まっていますが、水道は大切なライフラインであります。現在も配水管等水道施設の老朽化、耐震化への対応を進めていますが、今後も多額の資金が必要となります。引き続き、水道料金の収納確保・経費節減など効率的な企業経営に取り組み、市域における水道事業の一本化に向けた対策と協議を進めるとともに、安心・安全で良質な水の安定供給に努められることを期待します。

次に、下水道事業会計決算審査についてであります。

61ページ中段を御覧ください。

第4、審査の結果につきましては、決算書類及び決算附属書類はいずれも関係法令に準拠して作成されており、経営成績及び財政状況を適正に表示していると認められました。

初めに、業務実績であります。令和4年3月31日現在の下水道普及人口は2万1千399人で、行政区内人口の年度末に対する普及率は31.0%となっています。

62ページを御覧ください。

予算の執行状況であります。

収益的収入の下水道事業収益決算額は約16億3千486万円で、予算額に対し96.7%の収入率でした。また、収益的支出の下水道事業費用決算額は約15億2千352万円で、予算額に対し94.5%の執行率でありました。資本的収入決算額は約13億8千311万円、次ページ下の表、資本的支出決算額は約17億9千773万円であります。

次に64ページを御覧ください。

経営状況についてであります。

本年度の経営収支は、総収益約15億5千935万円から、次ページ、総費用約15億495万円を差し引いた額約5千441万円の純利益となっています。

なお、詳細につきましては、67ページからの資料1、損益計算書構成比率表のとおりであります。

65ページ下段から次ページを御覧ください。

4の財政状況についてであります。

資産は約305億5千941万円です。

負債・資本につきましては、負債及び資本の総額は約305億5千941万円で、このうち負債の残高は約288億522万円で、負債資本総額の94.3%を占めています。

なお、詳細につきましては、69ページの資料2、貸借対照表構成比率表のとおりであります。

以上が、令和3年度下水道事業会計決算書類及び附属書類を審査した結果であります。

66ページにまとめとして記載しております。下から3行目を御覧ください。

今後の事業経営に当たっては、清須市下水道事業中期経営戦略に基づき、下水道接続率の向上、経費節減など企業経営に取り組み、災害に対する備えを強化するとともに、持続可能な経営基盤の確立と効率化を図り、将来を見据えた下水道事業経営に取り組んでください。

次に72ページを御覧ください。

令和3年度清須市健全化判断比率審査意見でございます。

審査の結果、実施赤字比率及び連結実質赤字比率につきましては、一般会計及び特別会計決算の実質収支が黒字であるため、比率は表示されません。赤字となっていないので、問題ないと認められます。

実質公債費比率については1.7%で、早期健全化基準を大きく下回っており、問題ないと認められます。

将来負担比率については、将来負担額に充当可能な財源額が将来負担額を上回っているため、比率は表示されません。問題ないと思われれます。

次に74ページを御覧ください。

令和3年度清須市資金不足比率審査意見でございます。

水道事業会計及び下水道事業会計について資金不足となっていないため、比率は表示されませんでした。問題ないと認められます。

以上をもちまして、令和3年度清須市一般会計・特別会計、令和3年度清須市水道事業会計及

び令和3年度清須市下水道事業会計の決算審査、令和3年度清須市健全化判断比率審査及び令和3年度清須市資金不足比率審査の意見といたします。

議長（野々部 享君）

監査結果及び所見の報告が終わりましたので、ここで代表監査委員の退席を許可いたします。
ありがとうございました。

< 代表監査委員（黒川 了一君）退席 >

議長（野々部 享君）

日程第6、認定第1号 令和3年度清須市一般会計決算認定について、会計管理者より内容の説明を求めます。

吉田会計管理者。

< 会計管理者（吉田 敬君）登壇 >

会計管理者（吉田 敬君）

会計管理者の吉田です。よろしく願いいたします。

認定第1号について御説明いたします。

それでは、令和3年度清須市歳入歳出決算書の1ページを御覧ください。

認定第1号

令和3年度清須市一般会計決算認定について

地方自治法第233条第3項の規定により、令和3年度清須市一般会計決算を、別冊監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和4年8月30日提出

清須市長 永田純夫

1枚はねていただきまして、2ページ、3ページを御覧ください。

令和3年度清須市一般会計歳入歳出決算書

初めに、歳入について御説明いたします。

1款市税、予算現額117億4千879万8千円、収入済額122億3千961万2千390円、不納欠損額3千662万9千970円、収入未済額3億2千622万3千4円、1項市民税から5項都市計画税までです。

2款地方譲与税、予算現額1億7千350万円、収入済額1億7千192万円、1項地方揮発油譲与税から3項森林環境譲与税までです。

3 款利子割交付金、予算現額 7 0 0 万円、収入済額 6 9 0 万 9 千円、1 項利子割交付金です。

4 款配当割交付金、予算現額 6 千 1 0 0 万円、収入済額 8 千 4 9 3 万 3 千円、1 項配当割交付金です。

5 款株式等譲渡所得割交付金、予算現額 5 千 8 0 0 万円、収入済額 9 千 7 2 2 万 3 千円、1 項株式等譲渡所得割交付金です。

6 款法人事業税交付金、予算現額 1 億 4 千 4 0 0 万円、収入済額 1 億 5 千 8 0 7 万 3 千円、1 項法人事業税交付金です。

7 款地方消費税交付金、予算現額 1 5 億 8 千万円、収入済額 1 5 億 9 千 1 8 1 万 4 千円、1 項地方消費税交付金です。

8 款自動車取得税交付金、予算現額 1 千円の窓口計上、収入済額 2 千 6 1 5 万円、1 項自動車取得税交付金です。

9 款環境性能割交付金、予算現額 3 千 1 0 0 万円、収入済額 3 千 1 9 1 万 9 8 0 円、1 項環境性能割交付金です。

1 0 款地方特例交付金、予算現額 2 億 1 千 3 3 1 万 9 千円、収入済額 1 億 6 千 9 3 7 万 5 千円、1 項地方特例交付金と 2 項新型コロナウイルス感染症対策地方税減額補填特別交付金です。

1 枚はねていただきまして、4 ページ、5 ページを御覧ください。

1 1 款地方交付税、予算現額 2 7 億 9 千 8 3 0 万 4 千円、収入済額 3 0 億 1 千 4 5 9 万 3 千円、1 項地方交付税です。

1 2 款交通安全対策特別交付金、予算現額 1 千 2 0 0 万円、収入済額 1 千 2 3 0 万 6 千円、1 項交通安全対策特別交付金です。

1 3 款分担金及び負担金、予算現額 2 億 4 千 3 8 8 万 2 千円、収入済額 1 億 7 千 6 0 5 万 9 千 6 7 3 円、1 項負担金です。主なものは、保育料 9 千 9 2 3 万 3 千円や斎苑施設周辺環境改善費負担金 7 千 1 6 2 万 8 千 9 6 9 円です。

1 4 款使用料及び手数料、予算現額 3 億 9 7 万 1 千円、収入済額 2 億 8 千 8 1 千 7 千 1 6 6 円、1 項使用料と 2 項手数料です。主なものは、道路占用料 6 千 3 1 4 万 1 千 2 4 0 円や清掃手数料 1 億 5 千 2 7 7 万 4 千 1 7 0 円です。

1 5 款国庫支出金、予算現額 7 6 億 6 千 2 5 万 7 千 2 9 5 円、収入済額 6 7 億 9 千 8 7 7 万 8 1 1 円、1 項国庫負担金から 3 項国庫委託金までです。主なものは、子育て世帯への臨時特別給付金、給付に係る補助金などの 2 項国庫補助金 3 6 億 7 千 2 2 7 万 8 千 4 2 3 円です。

16款県支出金、予算現額21億8千90万2千円、収入済額20億5千665万9千951円、1項県負担金から4項県交付金までです。主なものは、介護施設等整備事業費補助金などの2項県補助金9億2千69万8千518円です。

17款財産収入、予算現額5千459万9千円、収入済額7千941万9千404円、1項財産運用収入と2項財産売払収入です。主なものは、土地建物貸付収入や各基金の利子などの1項財産運用収入3千202万5千179円と2項財産売払収入4千789万4千225円です。

18款寄附金、予算現額1億1千205万2千円、収入済額1億545万3千161円、1項寄附金です。主なものは、ふるさと寄附金です。

19款繰入金、予算現額11億5千846万6千円、収入済額11億5千846万4千863円、1項特別会計繰入金と2項基金繰入金です。

20款繰越金、予算現額15億5千838万7千56円、収入済額15億5千838万7千646円、1項繰越金です。

21款諸収入、予算現額8億325万円、収入済額7億8千575万4千589円、1枚はねていただきまして、6ページ、7ページを御覧ください。一番上、1項延滞金、加算金及び過料から5段目の5項雑入までです。

22款市債、予算現額31億4千900万円、収入済額26億3千400万円、1項市債です。歳入合計です。予算現額340億4千868万8千351円、収入済額332億1千245万9千249円、不納欠損額3千770万7千870円、収入未済額14億6千804万5千516円となりました。

1枚はねていただきまして、8ページ、9ページを御覧ください。

続いて、歳出について御説明いたします。

1款議会費、予算現額2億3千570万4千円、支出済額2億3千180万8千864円、1項議会費です。

2款総務費、予算現額39億850万6千円、支出済額37億9千97万5千428円、1項総務管理費から6項監査委員費までです。主なものは、財産管理費などの1項総務管理費31億8千595万8千522円です。

3款民生費、予算現額138億2千175万9千200円、支出済額128億1千990万823円、1項社会福祉費から4項災害救助費までです。主なものは、子育て世帯への臨時特別給付金費などの2項児童福祉費55億8千981万2千914円です。

4 款衛生費、予算現額 3 億 2 千 3 百 1 万 4 千 2 百 9 十 5 円、支出済額 2 億 8 千 4 百 7 万 1 千 4 百 9 千 1 百 1 十 1 円、1 項保健衛生費から 3 項上水道費までです。主なものは、新型コロナウイルス予防接種費などの 1 項保健衛生費 1 億 4 千 8 百 8 十 5 万 8 千 5 百 1 十 3 円です。

5 款労働費、予算現額 2 億 0 千 1 万 7 千円、支出済額 2 億 0 千 0 万円、1 項労働諸費です。

6 款農林水産業費、予算現額 1 億 6 千 3 百 5 十 0 万 4 千円、支出済額 1 億 6 千 1 百 2 十 2 万 9 千 4 百 8 十 8 円、1 項農業費です。

7 款商工費、予算現額 4 億 9 千 4 百 1 万 5 千円、支出済額 4 億 5 千 8 百 7 十 6 万 9 千 8 百 3 円、1 項商工費です。主なものは、清須げんき商品券発行費などです。

8 款土木費、予算現額 5 億 5 千 1 百 3 十 4 万 3 千 1 百 5 十 6 円、支出済額 4 億 4 千 9 百 2 十 3 万 6 千 3 百 6 十 3 円、1 項土木管理費から 4 項都市計画費までです。主なものは、土地区画整理費や鉄道高架費などの 4 項都市計画費 3 億 8 千 6 百 2 万 9 千 4 百 8 十 8 円です。

1 枚はねていただきまして、10 ページ、11 ページを御覧ください。

9 款消防費、予算現額 9 億 6 千 7 百 2 万円、支出済額 9 億 4 千 6 百 9 十 5 万 6 百 2 円、1 項消防費です。主なものは、常備・非常備消防費、防災対策費などです。

10 款教育費、予算現額 3 億 6 千 1 百 2 十 6 万 8 千 7 百 0 十 0 円、支出済額 3 億 4 千 6 百 1 十 0 万 3 千 5 千 2 百 5 十 7 円、1 項教育総務費から 6 項保健体育費までです。主なものは、GIGA スクール構想に伴う小学校へのプロジェクター整備や校舎長寿命化等改修工事費などの 2 項小学校費 1 億 6 千 4 百 4 十 1 万 6 千 8 百 9 十 2 円とアルコ清洲メインアリーナ耐震工事費などの 6 項保健体育費 1 億 2 千 4 百 2 十 4 万 3 千 2 百 6 十 9 円です。

11 款公債費、予算現額 2 億 1 千 8 百 6 十 8 万 2 千 7 百円、支出済額 2 億 1 千 8 百 6 十 8 万 2 千 6 百 1 十 6 十 7 円、1 項公債費です。

12 款予備費、予算現額 3 千万円、支出済額はありません。1 項予備費です。

歳出合計です。予算現額 3 億 4 千 8 百 6 十 8 万 8 千 3 百 5 十 1 円、支出済額は 3 億 1 千 3 百 9 千 8 百 9 十 9 万 2 千 5 百 4 十 6 円となりました。翌年度繰越額は 1 億 4 千 2 百 6 十 3 万 4 千 7 百 6 十 0 円です。

最後に、歳入歳出差引残額です。歳入歳出差引残額は 1 億 1 千 3 百 4 十 6 万 6 千 7 百 0 十 3 円となりました。なお、翌年度へ繰り越すべき財源を差し引いた実質収支額は、1 億 4 千 9 百 1 十 9 万 2 千 2 百 4 十 6 円です。

認定第 1 号の説明は以上でございます。

議長（野々部 享君）

日程第7、認定第2号 令和3年度清須市国民健康保険特別会計決算認定について及び日程第9、認定第4号 令和3年度清須市後期高齢者医療特別会計決算認定についての2議案について、市民環境部長より内容の説明を求めます。

石田市民環境部長。

< 市民環境部長（石田 隆君）登壇 >

市民環境部長（石田 隆君）

市民環境部長の石田です。

認定第2号について御説明いたします。

それでは、令和3年度清須市歳入歳出決算書の103ページをお願いいたします。

認定第2号

令和3年度清須市国民健康保険特別会計決算認定について

地方自治法第233条第3項の規定により、令和3年度清須市国民健康保険特別会計決算を、別冊監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和4年8月30日提出

清須市長 永田純夫

1枚はねていただきまして、104ページ、105ページをお願いいたします。

初めに、歳入について御説明いたします。

1款国民健康保険税、予算現額13億555万円、収入済額13億677万3千898円、不納欠損額2千785万5千853円、収入未済額2億7千765万9千179円、1項国民健康保険税です。現年度課税分の徴収率は92.93%、滞納繰越分の徴収率は22.88%となりました。令和2年度現年度課税分の徴収率は92.92%であったことから、令和3年度は令和2年度より0.01ポイント増加し、令和2年度滞納繰越分の徴収率は22.33%であったことから、令和3年度は令和2年度より0.55ポイント増加しました。

2款国庫支出金、予算現額1千円、収入済額492万4千円、1項国庫負担金と2項国庫補助金です。国民健康保険災害等臨時特別補助金、いわゆるコロナ減免に要した費用を補填する補助金でございます。

3款療養給付費交付金、予算現額1千円、収入済額はありません。1項療養給付費交付金です。

4款県支出金、予算現額40億1千404万5千円、収入済額39億3千9万1千878円、1項県交付金です。保険給付費等交付金でございます。

5 款財産収入、予算現額 1 千円、収入済額 1 円、1 項財産運用収入です。内容は、基金、預金
利子でございます。

6 款繰入金、予算現額 5 億 6 千 4 3 3 万 1 千円、収入済額 5 億 5 千 4 5 万 3 千 1 8 7 円、1 項
他会計繰入金です。職員給与費、出産育児一時金及びその他繰入金など、一般会計からの繰入金
でございます。

7 款繰越金、予算現額 1 億 3 千 1 2 4 万 1 千円、収入済額 1 億 3 千 1 2 4 万 1 千 1 4 2 円、
1 項繰越金です。内容としましては、前年度繰越金でございます。

8 款諸収入、予算現額 8 千円、収入済額 1 千 2 9 8 万 9 千 9 3 4 円、収入未済額 2 4 万 3 千
2 0 1 円、1 項延滞金、加算金及び過料と 2 項雑入です。

歳入合計でございます。予算現額 6 0 億 1 千 5 1 7 万 8 千円、収入済額 5 9 億 3 千 6 4 7 万
4 千 4 0 円、不納欠損額 2 千 7 8 5 万 5 千 8 5 3 円、収入未済額 2 億 7 千 7 9 0 万 2 千 3 8 0 円
となりました。

1 枚はねていただきまして、1 0 6 ページ、1 0 7 ページをお願いいたします。

次に、歳出について御説明いたします。

1 款総務費、予算現額 4 千 9 8 6 万 3 千円、支出済額 4 千 5 0 5 万 1 千 8 0 0 円、1 項総務管
理費から 3 項運営協議会費です。職員人件費及び運営協議会費などがございます。

2 款保険給付費、予算現額 4 0 億 1 千 9 0 4 万 1 千円、支出済額 3 8 億 8 千 9 0 4 万 9 千 2 円、
1 項療養諸費から 6 項傷病手当金までです。一般被保険者療養給付費、高額療養費、出産育児一
時金、葬祭費及び傷病手当金などがございます。

3 款国民健康保険事業費納付金、予算現額 1 7 億 5 千 1 2 6 万 7 千円、支出済額 1 7 億 5 千
1 2 6 万 4 千 8 4 3 円、1 項医療給付費から 3 項介護納付金までです。

4 款共同事業拠出金、予算現額 2 千円、支出済額はございません。1 項共同事業拠出金です。

5 款財政安定化基金拠出金、予算現額 1 千円、支出済額はありません。1 項財政安定化基金拠
出金です。

6 款保健事業費、予算現額 5 千 7 5 2 万 8 千円、支出済額 3 千 5 6 6 万 2 千 8 3 7 円、1 項特
定健康診査等事業費と 2 項保健事業費です。特定健康審査等事業費及び疾病予防費でございます。

7 款基金積立金、予算現額 1 千円、支出済額 1 円、1 項基金積立金でございます。

8 款諸支出金、予算現額 1 億 1 千 7 4 7 万 5 千円、支出済額 1 億 1 千 7 0 0 万 6 千 2 1 8 円、
1 項償還金及び還付加算金と 2 項繰出金です。一般会計への繰出金でございます。

9 款予備費、予算現額 2 千万円、支出済額はありませぬ。1 項予備費です。

1 枚はねていただきまして、108 ページ、109 ページをお願いいたします。

歳出合計です。予算現額 60 億 1 千 5 17 万 8 千円、支出済額 58 億 3 千 803 万 4 千 701 円となりました。

歳入歳出差引残額です。歳入歳出差引残額は 9 千 8 43 万 9 千 339 円となりました。

認定第 2 号の御説明は以上でございます。

続きまして、認定第 4 号について御説明いたします。

決算書の 153 ページをお願いいたします。

認定第 4 号

令和 3 年度清須市後期高齢者医療特別会計決算認定について

地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、令和 3 年度清須市後期高齢者医療特別会計決算を、別冊監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和 4 年 8 月 30 日提出

清須市長 永田純夫

1 枚はねていただきまして、154 ページ、155 ページをお願いいたします。

1 款後期高齢者医療保険料、予算現額 8 億 5 千 9 47 万 6 千円、収入済額 8 億 4 86 万 1 千 300 円、不納欠損額 2 21 万 5 千 500 円、収入未済額 7 44 万 6 千 600 円、1 項後期高齢者医療保険料です。現年度分の徴収率は 99.41%、滞納繰越分の徴収率は 21.1% となりました。令和 2 年度現年度分の徴収率は 99.53% であったことから、令和 3 年度は令和 2 年度より 0.12 ポイント減少しました。令和 2 年度滞納繰越分の徴収率は 29.94% であったことから、令和 3 年度は令和 2 年度より 8.81 ポイント減少しました。

2 款繰入金、予算現額 7 億 7 千 5 28 万 2 千円、収入済額 7 億 7 千 4 84 万 4 千 160 円、1 項他会計繰入金です。職員給与費、保険基盤安定及び療養給付費などの繰入金でございます。

3 款繰越金、予算現額 2 千 804 万 1 千円、収入済額 2 千 804 万 91 円、1 項繰越金です。内容としましては、前年度の繰越金でございます。

4 款諸収入、予算現額 4 千 5 60 万 4 千円、収入済額 4 千 5 57 万 9 千 709 円、1 項延滞金、加算金及び過料から 3 項雑入までです。過年度療養費負担金、精算金などがございます。

歳入合計です。予算現額 17 億 8 40 万 3 千円、収入済額 16 億 5 千 332 万 5 千 260 円、不納欠損額 2 21 万 5 千 500 円、収入未済額 7 44 万 6 千 600 円となりました。

1枚はねていただきまして、156ページ、157ページをお願いいたします。

次に、歳出について御説明いたします。

1款総務費、予算現額1千530万円、支出済額1千397万3千905円、1項総務管理費と2項徴収費です。内容としましては、職員人件費及び一般管理費でございます。

2款後期高齢者医療広域連合納付金、予算現額16億1千987万8千円、支出済額15億3千678万8千283円、1項後期高齢者医療広域連合納付金でございます。

3款諸支出金、予算現額7千222万5千円、支出済額7千216万9千400円、1項償還金及び還付加算金と2項繰出金です。内容としましては、一般会計への繰出金などがございます。

4款予備費、予算現額100万円、支出済額はありません。1項予備費です。

歳出合計です。予算現額17億840万3千円、支出済額16億2千293万1千588円となりました。

歳入歳出差引残額です。歳入歳出差引残額は3千39万3千672円となりました。

認定第4号の御説明は以上でございます。

議長（野々部 享君）

日程第8、認定第3号 令和3年度清須市介護保険特別会計決算認定について、健康福祉部長より内容の説明を求めます。

加藤健康福祉部長。

< 健康福祉部長兼企画部新型コロナウイルスワクチン接種対策監（加藤 久喜君）登壇 >
健康福祉部長兼企画部新型コロナウイルスワクチン接種対策監（加藤 久喜君）

健康福祉部長の加藤です。よろしくお願いいたします。

認定第3号について御説明いたします。

令和3年度清須市歳入歳出決算書の131ページをお願いいたします。

認定第3号

令和3年度清須市介護保険特別会計決算認定について

地方自治法第233条第3項の規定により、令和3年度清須市介護保険特別会計決算を、別冊監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和4年8月30日提出

清須市長 永田純夫

1枚はねていただきまして、132、133ページを御覧ください。

初めに、歳入の主な内容について御説明をいたします。

1 款介護保険料、予算現額 1 億 4 千 1 百 4 万 6 千円、収入済額 1 億 7 千 1 百 8 万 4 千 7 百 8 千 0 円、不納欠損額 8 千 4 百 9 万 6 千 9 百 0 円、収入未済額 1 千 4 百 5 万 6 千 4 千 8 百 4 1 円、1 項介護保険料です。

2 款使用料及び手数料、予算現額 3 万円、収入済額 7 万円、1 項手数料です。

3 款国庫支出金、予算現額 9 億 9 千 9 百 2 万 5 千円、収入済額 1 億 1 千 5 百 2 万 1 千 6 千 4 百 7 1 円、1 項国庫負担金と 2 項国庫補助金です。主なものは、1 項国庫負担金では、国の介護給付費負担金で、2 項国庫補助金では、国からの介護保険事業費補助金、調整交付金、地方支援事業交付金などです。

4 款支払基金交付金、予算現額 1 億 2 千 7 百 7 万 3 千 6 千円、収入済額 1 億 5 百 9 万 3 千円、1 項支払基金交付金です。

5 款県支出金、予算現額 7 億 4 千 8 百 5 万 1 千円、収入済額 6 億 7 千 4 百 2 万 5 千 8 百 4 8 円、1 項県負担金と 2 項県補助金です。主なものは、1 項県負担金では県の介護給付費負担金、2 項県補助金では地域支援事業交付金です。

6 款財産収入、予算現額 1 万 2 千 7 百円、収入済額 1 万 2 千 6 百 9 千 4 百 6 円、1 項財産運用収入です。

7 款繰入金、予算現額 8 億 3 千 7 百 5 万 7 千 7 百円、収入済額 8 億 3 千 7 百 5 万 7 千 7 百円、1 項他会計繰入金と 2 項基金繰入金です。

8 款繰越金、予算現額 1 億 5 千 4 百 1 万 2 千円、収入済額 1 億 5 千 4 百 1 万 2 千 4 百 9 3 円、1 項繰越金です。

9 款諸収入、予算現額 4 千円、収入済額 3 万 7 千 8 百 4 円、1 項延滞金、加算金及び過料と 2 項雑入です。

歳入合計です。予算現額 5 億 7 千 7 百 8 万 4 千 8 千円、収入済額 5 億 5 千 9 百 5 万 3 千 5 千 4 百 2 2 円、不納欠損額 8 千 4 百 9 万 6 千 9 百 0 円、収入未済額 1 千 4 百 5 万 6 千 4 千 8 百 4 1 円となりました。

続きまして、歳出の主な内容について御説明をいたします。

1 枚はねていただきまして、134、135 ページを御覧ください。

1 款総務費、予算現額 1 億 1 千 3 百 6 万 7 千円、支出済額 1 億 5 千 4 百 6 千 2 百 4 円、1 項総務管理費から 4 項趣旨普及費までです。主なものは、1 項では職員人件費及び一般管理費、2 項では賦課徴収費、3 項では介護認定審査費などがございます。

2 款保険給付費、予算現額 4 億 8 千 6 百 2 万 3 千円、支出済額 4 億 3 千 2 百 7 万 6 千 5 百 4 千 1 百 5 5 円、

1 項介護サービス等費から 4 項特定入所者介護サービス費までです。主なものは、各種介護サービスに係る給付費でございます。

3 款地域支援事業費、予算現額 1 億 9 千 8 2 3 万 4 千円、支出済額 1 億 7 千 9 2 4 万 2 千 6 9 0 円、1 項介護予防・生活支援サービス事業費から 4 項その他諸費までです。主なものは、総合事業に係る訪問サービスや通所サービスの事業費、介護予防ケアマネジメント事業費、一般介護予防事業費、地域包括支援センター運営費などでございます。

4 款基金積立金、予算現額 8 千 3 3 9 万円、支出済額 8 千 3 3 8 万 9 千 7 8 3 円、1 項基金積立金です。

5 款諸支出金、予算現額 7 千 2 9 7 万 4 千円、支出済額 7 千 2 2 1 万 6 7 円、1 項償還金及び還付加算金と 2 項繰出金です。主なものは、精算に伴う国庫・県支出金の返還金でございます。

6 款予備費、予算現額 1 0 0 万円、支出済額はありません。1 項予備費です。

歳出合計です。予算現額 5 0 億 7 千 7 8 4 万 8 千円、支出済額 4 7 億 6 千 3 0 3 万 7 千 3 1 9 円。

歳入歳出差引残額です。歳入歳出差引残額は 2 億 9 千 6 4 9 万 8 千 1 0 3 円となりました。

認定第 3 号の説明は以上でございます。

議 長（野々部 享君）

ありがとうございました。

ここで、11 時 35 分まで休憩を取りたいと思いますので、よろしく願いいたします。

（ 時に午前 11 時 26 分 休憩 ）

（ 時に午前 11 時 35 分 再開 ）

議 長（野々部 享君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第 10、認定第 5 号 令和 3 年度清須市水道事業決算認定について及び日程第 11、認定第 6 号 令和 3 年度清須市下水道事業決算認定についての 2 議案について、建設部長より内容の説明を求めます。

長谷川建設部長。

< 建設部長（長谷川 久高君）登壇 >

建設部長（長谷川 久高君）

建設部長の長谷川です。

認定第5号 令和3年度清須市水道事業決算認定について御説明いたします。

別冊の令和3年度清須市水道事業決算書、清須市下水道事業決算書の3ページをお開きください。

認定第5号

令和3年度清須市水道事業決算認定について

地方公営企業法第30条第4項の規定により、令和3年度清須市水道事業決算を、別冊監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和4年8月30日提出

清須市長 永田純夫

6ページ、7ページを御覧ください。

令和3年度清須市水道事業決算報告書

主な内容を説明します。

(1) 収益的収入及び支出

収入

1款水道事業収益、予算額合計2億2千298万2千円、決算額2億3千122万5千63円、第1項営業収益から第3項特別利益までです。

支出

第1款水道事業費用、予算額合計1億9千978万円、決算額2億3千653万488円、第1項営業費用から第3項特別損失までです。

1枚はねて、8ページ、9ページを御覧ください。

(2) 資本的収入及び支出

収入

第1款資本的収入、予算額合計5千668万7千円、決算額3千320万222円、第1項工事負担金です。

支出

第1款資本的支出、予算額合計1億4千899万8千円、決算額1億494万8千911円、第1項建設改良費から第3項県補助金返還金までです。なお、資本的収入額が資本的支出額に不足する額7千174万8千689円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額96万591円、当年度分損益勘定留保資金4千228万4千679円、繰越利益剰余金処分量1千

707万6千円及び建設改良積立金1千142万7千419円で補填しました。

13ページを御覧ください。

令和3年度清須市水道事業損益計算書について説明いたします。

1 営業収益1億9千127万414円、(1)給水収益から(3)その他営業収益までです。

2 営業費用1億7千688万1千570円、(1)原水及び浄水費から(6)資産減耗費までです。

営業収益と営業費用の差引き1千438万8千844円が営業利益となっております。

3 営業外収益2千71万3千62円、(1)受取利息及び配当金から(4)他会計補助金までです。

4 営業外費用591万1千44円、(1)支払利息と(2)雑支出です。

営業外収益と営業外費用の差引き1千480万2千918円に営業利益を合わせた経常利益は2千919万1千762円となります。

5 特別利益33万3千556円、(1)過年度損益修正益、6 特別損失3千585万5千814円、(1)過年度損益修正損です。

特別利益と特別損失の差し引いた額マイナス3千552万2千258円に経常利益を合わせ、当年度は純損失633万4千96円となりました。

当年度純損失に前年度繰越利益剰余金3千831万8千520円、その他未処分利益剰余金変動額1千142万7千419円を合わせ、当年度未処分利益剰余金といたしまして4千341万5千443円となりました。

認定第5号の説明は以上です。

それでは、続きまして、認定第6号 令和3年度清須市下水道事業決算認定について説明させていただきます。

同決算書の45ページをお願いいたします。

認定第6号

令和3年度清須市下水道事業決算認定について

地方公営企業法第30条第4項の規定により、令和3年度清須市下水道事業決算を、別冊監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和4年8月30日提出

清須市長 永田純夫

48ページ、49ページを御覧ください。

令和3年度清須市下水道事業決算報告書

主な内容を説明いたします。

(1) 収益的収入及び支出

収入

第1款下水道事業収益、予算額合計16億9千24万1千円、決算額16億3千486万254円、第1項営業収益から第3項特別利益までです。

支出

第1款下水道事業費用、予算額合計16億1千256万5千円、決算額15億2千351万2千804円、第1項営業費用から第4項予備費までです。

1枚はねていただきまして、50ページ、51ページを御覧ください。

(2) 資本的収入及び支出

収入

第1款資本的収入、予算額合計20億4千884万7千円、決算額13億8千311万3千円、第1項企業債から第5項工事負担金までです。

支出

第1款資本的支出、予算額合計26億984万9千円、決算額17億9千772万6千299円、第1項建設改良費から第4項その他資本的支出までです。なお、資本的収入額が資本的支出額に不足する額5億4千312万7千261円は、過年度分損益勘定留保資金3億8千464万8千403円、過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1億226万3千693円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額140万565円、繰越工事資金5千481万4千600円で補填いたしました。

55ページを御覧ください。

令和3年度清須市下水道事業損益計算書について説明いたします。

1 営業収益6億6千598万4千750円、(1)下水道使用料から(4)その他営業収益までです。

2 営業費用13億1千679万3千144円、(1)管渠費から(9)資産減耗費までです。営業収益と営業費用の差引き6億5千80万8千394円が営業損失となっております。

3 営業外収益8億8千566万6千392円、(1)他会計負担金から(4)その他営業外

収益までです。

4 営業外費用1億8千809万5千642円、(1)支払利息と(2)雑支出です。

営業外収益と営業外費用の差引きが6億9千757万750円となっております、これに営業損失を合わせた経常利益は4千676万2千356円となります。

5 特別利益770万8千18円は、(1)過年度損益修正益と(2)その他特別利益。

6 特別損失5万7千420円は、(1)過年度損益修正損です。

特別利益と特別損失の差引き765万598円に経常利益を合わせた当年度純利益は、5千441万2千954円となりました。当年度純利益に前年度繰越欠損金3億6千332万9千954円を合わせ、当年度未処理欠損金として3億891万7千円となりました。

認定第6号の説明は以上でございます。

議長(野々部 享君)

日程第12、議案第38号 清須市自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例案について、総務部長より内容の説明を求めます。

岩田総務部長。

< 総務部長(岩田 喜一君)登壇 >

総務部長(岩田 喜一君)

総務部長、岩田です。

議案第38号について御説明します。

それでは、市長提出議案等の5ページを御覧ください。

議案第38号

清須市自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例案

上記の議案を提出する。

令和4年8月30日提出

清須市長 永田純夫

提案理由です。

この案を提出するのは、有料自転車等駐車場を設置するとともに、自転車等駐車場を住民の福祉を増進する目的を持って、その利用に供するための施設として位置づけるため必要があるからです。

1枚はねていただきまして、6ページを御覧ください。

清須市自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例案

清須市自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例

主な制定内容を説明します。

併せて、黄緑色の表紙の市長提出議案等、説明資料 9 ページも御覧いただくと幸いです。

第 2 条は設置の規定です。

その第 2 項 有料自転車等駐車場の名称及び位置は、別表第 1 のとおりとする。

1 枚はねていただきまして、右側の 9 ページの下段を御覧ください。

別表第 1 第 2 条関係の表です。

もう 1 枚はねていただきまして、10 ページの上段を御覧ください。

名称は、清洲駅自転車駐車場です。

位置は、清須市一場土居地内です。

2 枚お戻りいただきまして、右側の 7 ページを御覧ください。

中ほど下の第 8 条は、使用料の規定です。

有料利用者は別表第 3 に定める額の使用料を納付しなければならない。

もう一度 2 枚はねていただきまして、右側の 10 ページの下段の表を御覧ください。

別表第 3 第 8 条関係です。

自転車及び原動機付自転車の定期利用者及び一時利用者は、この表に規定する額を納付することになります。なお、この額は、公益財団法人自転車駐車場整備センターが現在設置及び管理をしている屋根つきでスライドラックや個別ロック機能がある JR 枇杷島駅の自転車駐車場と名鉄新清洲駅の南自転車駐車場の料金と同額を規定しています。

もう一度 1 枚お戻りいただきまして、左側の 8 ページを御覧ください。

下段の第 12 条は、指定管理者による管理の規定、そして右側の 9 ページ第 13 条は、指定管理者が行う管理基準の規定です。有料自転車等駐車場の利用の許可、指示、制限、その他の管理及び運営について、指定管理者に行わせることができるよう本条例に規定をします。

9 ページ中ほどの附則です。

第 1 項 この条例は、令和 5 年 7 月 1 日から施行する。

JR 清洲駅の自転車駐車場は、令和 5 年 4 月 1 日からの供用開始を予定しています。

その下の第 1 号です。指定管理を伴う事務手続については、令和 4 年 10 月 1 日から施行します。

その下の第2号です。JR清洲駅の自転車駐車を定期利用するための受付に伴う事務手続については、規則で定める日から施行します。自転車駐車の整備状況によるところですが、6月1日頃を予定しています。

議案第38号の説明は以上です。

議長（野々部 享君）

お諮りいたします。

間もなくお昼ですが、このまま会議を続けさせていただいてもよろしいでしょうか。

（ 「異議なし」 の声あり ）

議長（野々部 享君）

では、続けさせていただきます。

日程第13、議案第39号 清須市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案、及び日程第14、議案第40号 清須市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案の2議案について、企画部長より内容の説明を求めます。

河口企画部長。

< 企画部長（河口 直彦君）登壇 >

企画部長（河口 直彦君）

企画部長の河口でございます。よろしくお願いいたします。

提出議案の13ページをお願いいたします。

議案第39号

清須市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和4年8月30日提出

清須市長 永田純夫

提案理由

この案を提出するのは、一般職の非常勤職員の1歳以上の子に係る育児休業を配偶者と交代で取得することができるようにするため、必要があるからです。

ページをはねていただき、14ページをお願いします。

清須市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案

清須市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

清須市職員の育児休業等に関する条例の一部を次のように改正する。

主な内容を説明いたします。

併せて、黄緑色の表紙の参考資料の10ページも御覧いただくと幸いです。

それでは、第2条第3号では、育児休業の取得に係る非常勤職員の任期について所要の規定を整備するものでございます。

そして、第2条の3では、非常勤職員に係る子の1歳到達日の翌日以降から1歳6か月到達日までの育児休業開始日を、そして、15ページの再下段になりますけれども、第2条の4では、1歳6か月到達の翌日以降から2歳に達するまでの育児休業開始日をそれぞれ柔軟化し、両期間内の任意の日から育児休業が取得できるよう所要の規定を整備するものでございます。これによりまして、配偶者と交代で育児休業を取得することが可能となります。

附則につきましては、令和4年10月1日から施行するものです。

議案第39号の説明は以上となります。

続きまして、議案第40号について説明をさせていただきます。

17ページを御覧ください。

議案第40号

清須市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和4年8月30日提出

清須市長 永田純夫

提案理由

この案を提出するのは、清須市職員の給与に関する条例に鑑み、会計年度任用職員に対して支給する期末手当の支給割合を引き下げるとともに、令和4年12月に支給する期末手当の額を調整するため、必要があるからです。

ページをはねていただき、18ページを御覧ください。

清須市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案

清須市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

清須市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

主な内容を説明いたします。

第14条第2項中、「100分の127.5」を「100分の120」に改める改正でございます。

附則につきましては、第1項といたしまして、この条例は公布の日から施行し、第2項としまして、令和4年12月に支給する期末手当の額は、清須市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第25条第1項において準用する改正後の第14条第2項、同条例第25条第1項において読み替えて準用する。同条例第14条の第3項及び第4項並びに同条例第25条第2項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額から同年6月に支給された期末手当の額に127.5分の7.5を乗じて得た額を減じた額とするものでございます。

議案第40号の説明は以上でございます。

議長（野々部 享君）

日程第15、議案第41号 五条広域事務組合理約の変更に関する協議について、市民環境部長より内容の説明を求めます。

石田市民環境部長。

< 市民環境部長（石田 隆君）登壇 >

市民環境部長（石田 隆君）

市民環境部長の石田です。

議案第41号について御説明いたします。

市長提出議案等の19ページをお願いいたします。

議案第41号

五条広域事務組合理約の変更に関する協議について

地方自治法第286条第1項の規定により、五条広域事務組合理約を変更することについて、関係地方公共団体と協議するため、同法第290条の規定により議会の議決を求める。

令和4年8月30日提出

清須市長 永田純夫

1枚はねていただきまして、20ページをお願いいたします。

五条広域事務組合理約の一部を変更する規約案

五条広域事務組合理約の一部を変更する規約

五条広域事務組合理約の一部を次のように変更する。

内容について御説明させていただきます。

別冊の黄緑色の参考資料①、12ページをお開きください。

今回の規約の変更は、大きく3点ございます。

1つ目は、上から2番目の丸印のところを御覧ください。組合の共同処理する事務に係る規定の変更でございます。

令和3年6月10日の火葬施設五条川斎苑の供用開始に伴い、火葬施設の建設に関する事務及び建設位置を掲げる規約第3条第1項第2号の一部及び同条第2項を削除するものでございます。

二つ目は、上から3番目の丸印のところになります。汚泥再生処理センター整備事業債償還金の負担割合に係る規定の削除でございます。汚泥再生処理センター整備事業債償還金の償還が令和3年3月1日をもって完了したことから、規約第8条第2項第3号を削除するものです。

三つ目は、上から4番目の丸印のところになります。五条広域事務組合一般事務に係る経費の負担割合に係る規定の変更です。これまでは主に汚泥再生処理センターにおける一般事務に関する経費負担としていたため、清須市全域の人口とあま市においては、旧海部郡甚目寺区域の人口割合に経費を負担しておりましたが、火葬施設五条川斎苑の供用開始に伴い同施設における一般事務に関する経費も発生することから、一般事務に関する経費のうち100分の50はこれまでどおり清須市全域の人口とあま市においては旧甚目寺町区域の人口割合を、残り100分の50は清須市及びあま市全域の人口割合にて経費負担の割合を変更するものでございます。

なお、人口割合のベースとなる人口は、当該年度の前年度9月末の住民基本台帳人口としますが、本市6月議会全員協議会の五条広域事務組合議会臨時会の報告にもありましており、あくまでも参考になりますが、令和3年9月末の人口ベースに令和4年度と令和5年度の一般事務に関する経費の負担割合の見込みを推計し比較をさせていただきますと、令和4年度の清須市の負担割合は61.84%ですが、令和5年度は52.84%となり、清須市においては9%の負担軽減が見込まれ、令和4年度当初予算ベースで計算しますと508万3千円の減額となります。市長提出議案等の20ページに戻っていただきますと、ただいま御説明いたしました変更点の内容を規約案として整理したものととなります。

最後に、附則としまして施行期日となりますが、この規約は、令和5年4月1日から施行するものです。

議案第41号についての御説明は以上でございます。

議長（野々部 享君）

日程第16、議案第42号 令和3年度清須市水道事業未処分利益剰余金の処分について、建

設部長より内容の説明を求めます。

長谷川建設部長。

< 建設部長（長谷川 久高君）登壇 >

建設部長（長谷川 久高君）

建設部長の長谷川です。

議案第42号 令和3年度清須市水道事業未処分利益剰余金の処分について説明いたします。

市長提出議案等の21ページをお開きください。

議案第42号

令和3年度清須市水道事業未処分利益剰余金の処分について

下記のとおり、令和3年度清須市水道事業未処分利益剰余金を資本金に組み入れ、剰余を繰り越すことについて、地方公営企業法第32条第2項の規定により議会の議決を求める。

表の説明をいたします。

令和3年度末の未処分利益剰余金残高4千341万5千443円のうち、既に補填財源として執行した1千833万1千924円を資本金に組み入れ、剰余である2千508万3千519円を未処分利益剰余金として繰り越すものです。

令和4年8月30日提出

清須市長 永田純夫

説明は以上です。

議長（野々部 享君）

日程第17、議案第43号 令和4年度清須市一般会計補正予算（第5号）案について、総務部長より内容の説明を求めます。

岩田総務部長。

< 総務部長（岩田 喜一君）登壇 >

総務部長（岩田 喜一君）

総務部長、岩田です。

議案第43号について御説明します。

令和4年度一般会計・特別会計補正予算書及び説明書の1ページを御覧ください。

議案第43号

令和4年度清須市一般会計補正予算（第5号）

令和4年度清須市の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

第1条は歳入歳出予算の補正です。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ13億5千842万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ305億7千446万7千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第2条は地方債の補正です。

地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和4年8月30日提出

清須市長 永田純夫

1枚はねていただきまして、2ページを御覧ください。

第1表 歳入歳出予算補正です。

まず、歳入です。

10款地方特例交付金、補正額1千626万7千円の増額、1項地方特例交付金です。

11款地方交付税、補正額10億4千896万8千円の増額、1項地方交付税です。普通交付税の額の決定に伴う増額補正です。

15款国庫支出金、補正額8千28万5千円の増額、2項国庫補助金です。新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金です。

18款寄附金、補正額10万円の増額、1項寄附金です。社会福祉事業への指定寄附です。

19款繰入金、補正額10億2千917万2千円の減額、1項特別会計繰入金と2項基金繰入金です。主なものは、2項基金繰入金のうち今までに予定した財政調整基金の繰入れを取りやめる財政調整基金繰入金で、12億474万7千円の減額です。本補正後の財政調整基金の現在高は22億6千9万6千円となります。

20款繰越金、補正額12億9千197万2千円の増額、1項繰越金です。

22款市債、補正額5千万円の減額、1項市債です。臨時財政対策債の発行可能額確定に伴う補正です。

右側の3ページを御覧ください。

歳出です。

2款総務費、補正額9億3千606万4千円の増額、1項総務管理費から3項戸籍住民基本台

帳費までです。

主なものは、1項総務管理費では、今後の財政需要を考慮し、減債基金、庁舎整備基金及び都市計画施設基金などにそれぞれ積立てを行う基金管理費9億967万4千円の増額、窓口申請支援システム導入費1千7万7千円の新規計上、キャッシュレス決済導入費510万円の新規計上です。

2項徴税费では、預貯金等照会システム導入費68万7千円の新規計上です。

3款民生費、補正額1億4千72万5千円の増額、1項社会福祉費から3項生活保護費までです。

主なものは、2項児童福祉費で、保育園における感染症の感染リスク軽減を図るため、手洗い場を自動水洗化するための保育園整備費3千248万2千円の増額です。

4款衛生費、補正額8千564万円の増額、1項保健衛生費です。

6款農林水産業費、補正額12万5千円の増額、1項農業費です。

7款商工費、補正額176万9千円の増額、1項商工費です。

8款土木費、補正額2千968万6千円の増額、1項土木管理費から4項都市計画費までです。

9款消防費、補正額126万9千円の増額、1項消防費です。

10款教育費、補正額1億6千314万2千円の増額、1項教育総務費から6項保健体育費までです。

主なものは、2項小学校費では、35人学級に対応するためクラブ室を普通教室に改修するための清洲小学校整備費2千661万9千円の増額、プール槽の塗装を再塗装するための新川小学校整備費484万円の増額と桃栄小学校整備費440万円の増額です。

3項中学校費では、体育館内の側面固定式バスケットゴールを取り換えるための新川中学校整備費341万円の増額、プールサイドのシートを張り替えるための春日中学校整備費459万8千円の増額です。

4項幼稚園費では、保育園と同様に、感染症の感染リスク軽減を図るため、手洗い場を自動水洗化するための西枇杷島第1幼稚園整備費244万2千円の新規計上です。

なお、各款にわたり会計年度任用職員報酬等を計上しています。これは一般職の常勤職員の給与改定を踏まえた期末手当の支給月数の引下げ等に係る会計年度任用職員の人件費の減額です。

また、原油などの価格高騰の影響を受け不足が見込まれる公共施設の電気料金等の増額についても、各款にわたり計上しています。

1枚はねていただきまして、4ページを御覧ください。

第2表 地方債補正です。

臨時財政対策債限度額の変更です。

補正前は限度額5億円を計上していましたが、5千万円を減額し、補正後は限度額4億5千万円とするものです。

議案第43号の説明は以上です。

議長（野々部 享君）

日程第18、議案第44号 令和4年度清須市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）案及び日程第20、議案第46号 令和4年度清須市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）案の2議案について、市民環境部長より内容の説明を求めます。

石田市民環境部長。

< 市民環境部長（石田 隆君）登壇 >

市民環境部長（石田 隆君）

市民環境部長の石田です。

議案第44号について御説明いたします。

別冊の令和4年度一般会計・特別会計補正予算書及び説明書の35ページをお願いいたします。

議案第44号

令和4年度清須市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

令和4年度清須市の国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正です。

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7千837万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ60億49万1千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年8月30日提出

清須市長 永田純夫

それでは、1枚はねていただきまして、36ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正です。

初めに、歳入について御説明いたします。

6 款繰入金、補正額 6 万 9 千円の減額、1 項他会計繰入金です。一般会計の補正予算の説明でもございましたとおり、一般職常勤職員の給与改定を踏まえた期末手当の支給月数の引上げ等に係る会計年度任用職員人件費の減額でございます。

7 款繰越金、補正額 7 千 8 4 3 万 9 千円の増額、1 項繰越金です。令和 3 年度の決算に伴い、当該年度繰越金を増額するものでございます。

3 7 ページをお願いいたします。

次に、歳出について御説明いたします。

1 款総務費、補正額 6 万 9 千円の減額、1 項総務管理費です。歳入でも御説明しましたとおり、会計年度任用職員人件費の減額でございます。

8 款諸支出金、補正額 7 千 8 4 3 万 9 千円の増額、2 項繰出金でございます。令和 4 年度一般会計への繰出金を増額するものでございます。

議案第 4 4 号の御説明は以上でございます。

続きまして、議案第 4 6 号について御説明いたします。

一般会計・特別会計補正予算書及び説明書の 6 5 ページをお願いいたします。

議案第 4 6 号

令和 4 年度清須市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）

令和 4 年度清須市の後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 4 千 5 5 4 万 7 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 6 億 6 千 5 6 6 万 9 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 4 年 8 月 3 0 日提出

清須市長 永田純夫

1 枚はねていただきまして、6 6 ページをお願いいたします。

第 1 表 歳入歳出予算補正です。

初めに、歳入について御説明いたします。

2 款繰入金、補正額 1 万円の減額、1 項他会計繰入金です。国民健康保険特別会計補正予算同様、会計年度任用職員人件費の減額でございます。

3 款繰越金、補正額 3 千 3 9 3 千円の増額、1 項繰越金です。令和 3 年度の決算に伴い、当該年度繰越金を増額するものでございます。

4 款諸収入、補正額 1 千 5 1 6 万 4 千円の増額、3 項雑入です。令和 3 年度療養給付費負担金精算金を増額するものでございます。

6 7 ページをお願いいたします。

続きまして、歳出について御説明いたします。

1 款総務費、補正額 1 万円の減額、1 項総務管理費です。会計年度任用職員人件費の減額でございます。

2 款後期高齢者医療広域連合納付金、補正額 2 2 2 万円の増額、1 項後期高齢者医療広域連合納付金です。令和 3 年度後期高齢者医療保険料等負担金の増額でございます。

3 款諸支出金、補正額 4 千 3 3 3 万 7 千円の増額、2 項繰出金です。令和 4 年度一般会計への繰出金を増額するものでございます。

議案第 4 6 号の御説明は以上でございます。

議 長（野々部 享君）

日程第 1 9、議案第 4 5 号「令和 4 年度清須市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）案」について、健康福祉部長より内容の説明を求めます。

加藤健康福祉部長。

< 健康福祉部長兼企画部新型コロナウイルスワクチン接種対策監（加藤 久喜君）登壇 >
健康福祉部長兼企画部新型コロナウイルスワクチン接種対策監（加藤 久喜君）

健康福祉部長の加藤です。よろしくお願いいたします。

議案第 4 5 号について説明をいたします。

それでは、別冊、令和 4 年度一般会計・特別会計補正予算書及び説明書の 4 9 ページを御覧ください。

議案第 4 5 号

令和 4 年度清須市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）

令和 4 年度清須市の介護保険特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2 億 9 千 6 4 9 万 7 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 5 4 億 4 千 2 9 3 万 6 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年8月30日提出

清須市長 永田純夫

1枚はねていただきまして、50ページを御覧ください。

第1表 歳入歳出予算補正の歳入を説明させていただきます。

3款国庫支出金、補正額5万6千円の増額、2項国庫補助金です。

4款支払基金交付金、補正額1万5千円の減額、1項支払基金交付金です。

5款県支出金、補正額2万9千円の増額、2項県補助金です。

7款繰入金、補正額7万円の減額、1項他会計繰入金と2項基金繰入金です。

8款繰越金、補正額2億9千649万7千円の増額、1項繰越金です。主なものは、前年度精算に伴う繰越金でございます。

右側の51ページを御覧ください。歳出を説明させていただきます。

1款総務費、補正額12万8千円の減額、1項総務管理費です。

3款地域支援事業費、補正額12万8千円の増額、2項一般介護予防事業費と3項包括的支援事業・任意事業費です。

4款基金積立金、補正額1億5千495万6千円の増額、1項基金積立金です。主なものは、精算に伴う介護給付費準備基金積立金でございます。

5款諸支出金、補正額1億4千154万1千円の増額、1項償還金及び還付加算金と2項繰出金です。主なものは、精算に伴う国庫・県支出金の返還金でございます。

議案第45号の説明は以上でございます。

議長（野々部 享君）

日程第21、議案第47号 令和4年度清須市水道事業会計補正予算（第2号）案及び日程第22、議案第48号 令和4年度清須市下水道事業会計補正予算（第2号）案の2議案について、建設部長より内容の説明を求めます。

長谷川建設部長。

< 建設部長（長谷川 久高君）登壇 >

建設部長（長谷川 久高君）

建設部長、長谷川です。

別冊の令和4年度水道事業会計補正予算（第2号）をお願いします。

表紙を1枚おめくりいただき、1ページを御覧ください。

議案第47号

令和4年度清須市水道事業会計補正予算（第2号）

総則

第1条 令和4年度清須市水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

収益的支出

第2条 令和4年度清須市水道事業会計予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

第1款水道事業費用、既決予定額2億2千689万8千円、補正予定額として255万円を増額し、計2億2千944万8千円。

第1項営業費用、既決予定額2億1千676万4千円、補正予定額として255万円を増額し、計2億1千931万4千円。

令和4年8月30日提出

清須市長 永田純夫

2ページを御覧ください。

令和4年度清須市水道事業会計補正予算（第2号）実施計画

（1）収益的支出

1款水道事業費用、1項営業費用、2目配水及び給水費、補正予定額255万円の増額につきましては、原油などの価格高騰の影響を受け、不足が見込まれる配水場の電気料金の増額です。

以上で説明を終わります。

続きまして、別冊の令和4年度清須市下水道事業会計補正予算（第2号）をお願いします。

表紙を1枚おめくりいただき、1ページを御覧ください。

議案第48号

令和4年度清須市下水道事業会計補正予算（第2号）

総則

第1条 令和4年度清須市下水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

収益的収入及び支出

第2条 令和4年度清須市下水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を

次のとおり補正する。

初めに収入です。

第1款下水道事業収益、既決予定額16億1千938万8千円、補正予定額として1千396万9千円を増額し、計16億3千335万7千円。

第1項営業収益、既決予定額6億8千530万6千円、補正予定額として1千396万9千円を増額し、計6億9千927万5千円。

次に支出です。

第1款下水道事業費用、既決予定額15億3千463万4千円、補正予定額として1千402万7千円を増額し、計15億4千866万1千円。

第1項営業費用、既決予定額13億7千219万円、補正予定額として1千402万7千円を増額し、計13億8千621万7千円。

令和4年8月30日提出

清須市長 永田純夫

2ページを御覧ください。

令和4年度清須市下水道事業会計補正予算（第2号）実施計画

（1）収益的収入及び支出

収入

1款下水道事業収益、1項営業収益、2目雨水処理負担金、補正予定額1千396万9千円の増額につきましては、原油などの価格高騰の影響を受け不足が見込まれる雨水ポンプ場などの電気料金等の増額によるものです。

支出

1款下水道事業費用、1項営業費用、1目管渠費、補正予定額9万9千円の増額、2目ポンプ場費、補正予定額1千392万8千円の増額、ともに電気料金等の増額です。

以上で説明を終わります。

議長（野々部 享君）

日程第23、報告第4号 令和3年度清須市決算の健全化判断比率等について、総務部長より内容の説明を求めます。

岩田総務部長。

< 総務部長（岩田 喜一君）登壇 >

総務部長（岩田 喜一君）

総務部長、岩田です。

報告第4号について御説明します。

それでは、市長提出議案等の23ページを御覧ください。

報告第4号

令和3年度清須市決算の健全化判断比率等について

令和3年度清須市決算の健全化判断比率及び資金不足比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、別冊監査委員の意見をつけて、議会に報告する。

令和4年8月30日提出

清須市長 永田純夫

1枚はねていただきまして、24ページを御覧ください。

令和3年度清須市決算の健全化判断比率等

1 令和3年度清須市決算の健全化判断比率です。表を御覧ください。

実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、共に赤字が生じていないため、それぞれ比率は算出されませんでした。

実質公債費比率は、普通交付税や臨時財政対策債発行可能額の増加に伴い、その下の表にある標準財政規模が大きく増加したものの、一般会計の地方債元利償還金や下水道事業会計の地方債元利償還金の財源とするための繰出金の増加がそれを上回ったことに伴い、前年度比プラス0.2ポイントの1.7%となりました。

将来負担比率は、都市計画施設基金などの特定の基金を積み立てたことや標準財政規模の増加により、比率は算出されませんでした。

健全化判断比率は、それぞれ早期健全化基準を大幅に下回っています。

その下の2 令和3年度清須市決算の資金不足比率です。

水道事業会計及び下水道事業会計は、ともに資金不足を生じていないため、それぞれ比率は算出されませんでした。

資金不足比率は、それぞれ経営健全化基準を大幅に下回っています。

報告第4号の説明は以上です。

議長（野々部 享君）

日程第24、報告第5号 専決処分した事件（損害賠償の額を定め、和解すること）の報告について、建設部長より内容の説明を求めます。

長谷川建設部長。

< 建設部長（長谷川 久高君）登壇 >

建設部長（長谷川 久高君）

建設部長の長谷川です。

それでは、市長提出議案等の25ページをお開きください。

報告第5号

専決処分した事件（損害賠償の額を定め、和解すること）の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、専決処分した事件について、同法第2項の規定により、議会に報告する。

令和4年8月30日提出

清須市長 永田純夫

それでは、1枚はねていただきまして、26ページを横にして御覧ください。

損害賠償の額を定め、和解することについて

専決処分年月日 令和4年6月29日、発生年月日 令和3年9月25日です。

相手方の住所・氏名につきましては記載のとおりです。

損害賠償の額は3万円です。

事件の概要につきましては、清須市阿原北野18番地地先の道路において、市が穴埋め補修をした部分の上を被害者がスケートボードで通行したところ、当該穴埋め補修の施工不良が原因となる転倒事故が発生し、被害者に左腕の負傷及び歯の損傷を生じさせたものでございます。

所管部は建設部です。

説明は以上です。

議長（野々部 享君）

これで、報告第4号及び報告第5号の報告を終わります。

日程第25、発議第3号 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書（案）を議題といたします。

提出者であります成田議員より提案理由及びその内容の説明を求めます。

説明は発言席でお願いいたします。

成田議員。

< 20番議員（成田 義之君）登壇 >

20番議員（成田 義之君）

議席20番、成田義之でございます。

発議第3号の意見書案の内容について説明をさせていただきます。

発議第3号

定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書（案）

このことについて、別紙のとおり意見書を提出するものとする。

令和4年8月30日提出

提出者 清須市議会議員 成田義之

賛成者 清須市議会議員 浅井泰三、伊藤嘉起、加藤光則、林 真子、岡山克彦、松川秀康、
松岡繁知

1枚はねていただいて、意見書案を朗読し、提案理由の説明とさせていただきます。

定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書（案）

未来を担う子どもたちが夢や希望をもち、健やかに成長していくことは、すべての国民の切なる願いである。しかし、学校現場では子どもたちの健全育成にむけて、日々真摯に教育活動に取り組んでいるものの、子どもたちをとりまく教育課題は依然として解決されていない。また、特別な支援や日本語教育を必要とする子どもも多く、一人ひとりに応じた適切な支援を行うための十分な時間が確保できないなどの課題にも直面している。さらに、学習指導要領の改訂に伴い、学習内容や授業時数が増加し、子どもたちや学校現場の負担となっている。本年度、政府予算において、小学校における高学年の教科担任制の推進と35人学級の計画的な整備などのための教職員定数改善が盛り込まれた。しかし、中学校における少人数学級の推進や教職員定数改善計画は示されておらず、子どもたちの健やかな成長を支えるための施策としては、不十分なものであると言わざるを得ない。少人数学級は、地域・保護者からも一人ひとりの子どもにきめ細かな対応ができるという声が多く聞かれる。山積する課題に対応し、すべての子どもたちにゆきとどいた教育を行うためにも少人数学級のさらなる拡充を含めた定数改善計画の早期策定・実施が不可欠である。

また、子どもたちが全国どこに住んでいても、均等に一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請である。しかし、三位一体改革により、義務教育費国庫負担制度の国庫負担率は、2分

の1から3分の1に引き下げられたままであり、自治体の財政は圧迫されている。教育の機会均等と水準確保のために、義務教育費国庫負担制度の堅持とともに、国庫負担率を2分の1へ復元することは、国が果たさなければならない大きな責任の一つである。

よって貴職においては、来年度の政府予算編成に当たり、定数改善計画の早期策定・実施と、義務教育費国庫負担制度の堅持とともに、国庫負担率2分の1への復元にむけて、十分な教育予算を確保されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年〇月〇日

清須市議会

内閣総理大臣、内閣官房長官、文部科学大臣、財務大臣、総務大臣 宛

以上でございます。

議員各位におかれましては慎重に御審議の上、発議第3号につきましては御賛同いただきますようよろしくお願い申し上げます。

以上で説明を終わります。

議長（野々部 享君）

以上で、本日の議事日程は全て終了いたしました。

なお、次回の本会議は9月1日午前9時30分から再開いたします。

早朝より大変お疲れさまでございました。

これもちまして、本日は散会といたします。

（ 時に午後 0時37分 散会 ）